

平成21年5月1日

日本透析医会・日本透析医学会会員各位

新型インフルエンザ対策についての緊急提言

上記緊急提言が日本透析医会・日本透析医学会 新型インフルエンザ対策合同会議（委員長：秋葉 隆） から、提言されました。会員各位におかれましては、新型インフルエンザ対策にご活用下さいますよう、お知らせいたします。

日本透析医会 会長 山崎親雄
日本透析医学会 理事長 秋澤忠男

新型インフルエンザ対策についての緊急提言

日本透析医会・日本透析医学会
新型インフルエンザ対策合同会議（委員長：秋葉 隆）

WHOによる新型インフルエンザの発生、およびフェーズ5が宣言されました。今後、国内発生時には「発生宣言」、都道府県発生時には流行状況に応じて「流行警戒宣言」「感染症緊急事態宣言」が出されることとなります。そのような事態になった場合、各透析施設では事業継続計画を実行に移さなければなりません。

今後の対応について以下の点に特に留意して、透析医療の供給を遅滞なく行う努力をお願いします。

1. 早急に地域で会合を持ち、pandemic 時の役割分担を決める。

地区の透析医の組織を利用して、その地区における透析医療の継続のため、各透析施設の役割分担を決定する。かかりつけ透析施設で透析医療を行うのを原則とするが、たとえば、

時間的・空間的な隔離をおこなって、感染者・非感染者を同一施設で透析を行う、
基幹施設では感染者の透析医療を受け持ち、サテライト施設では非感染者の透析を行う、
医師1名の施設の医師が感染したとき、他の複数医師の施設の医師が派遣される、
などの取り決めを行う。

また、各都道府県の透析医療担当窓口と情報交換をはかる。

2. 院内で会合を持ち、以下の対処を行う。

1) 新たな有熱患者には、来院前に透析担当施設への連絡を促す。

2) pandemic 時の出勤可否、業務分担を決定する。

相当数の勤務者の欠勤が予想される（約 4 割の欠勤が出るとの予測もある）。

本人の感染や感染家族の看護のため、出勤不能となる。

公共交通機関の運行縮小時には遠距離通勤者は通勤不能となる。

育児を行っている勤務者は保育所・小学校などの休校時に出勤不能となる。

最少数の勤務者を想定し、体力等を考慮し 6 週程度の長期間実施が可能な勤務計画を立てる。

3) 物資供給の可否を想定し、治療材料を確保する。

Pandemic 時は運送業者などが機能しなくなる可能性がある。

担当者を決定し、在庫を調査し、可能な限り（できれば 6 週間分）の

治療材料を確保する。

4) 透析治療内容などを検討する。

予測される治療担当患者数（他院からの受け入れを含む）、

時間的・空間的隔離実施の有無、

勤務可能なスタッフ数

等を考慮し、短時間または週 2 回透析も視野に入れて、透析内容を検討する。

5) 予防薬の配分を決定する。

タミフル等の在庫を確認し、透析施設の役割上の感染リスクを考慮して、

予防投与にあてる薬剤と、治療にあてる薬剤とを分配し、後者を確保する。

3. 以下の項目について、各スタッフが自分自身で対処する。

最新の新型インフルエンザ情報源（Web、新聞、

テレビ、ラジオなど）を確保した上で、

手洗い、うがいなど予防処置の励行

各自のマスクのストック、

自宅の食料ストック、

公共交通機関によらない通勤方法の確保

などを行う。